

那覇市立松川小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1. 本校の基本方針

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」をもとに、文部科学省及び那覇市の基本方針を受け、学校及び学校教職員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、「松川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

これにより、当校に在籍する児童の保護者・地域・関係機関と連携し、学校全体で「いじめ」の防止・早期発見に取り組み、在籍する児童が「いじめを受けている」と思われるときは、児童の尊厳を保持するために迅速かつ適切に対処するものとする。

1. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

（1）学校いじめ防止基本方針

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

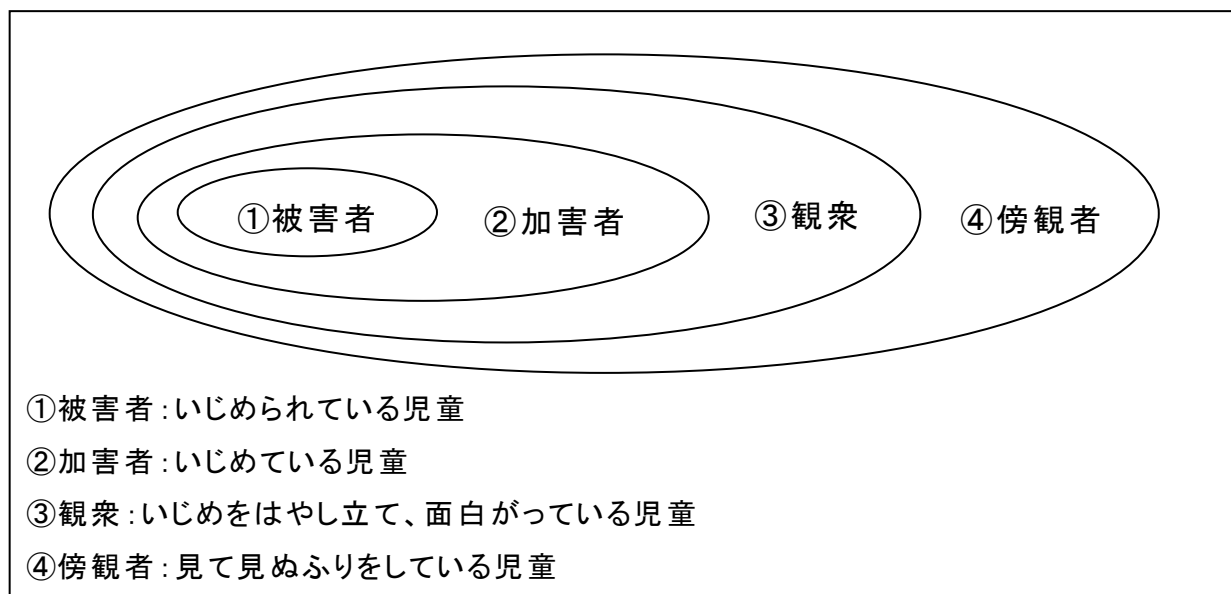
（いじめ防止対策推進法 第十三条）

（2）基本理念

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という認識に立ち、全ての教職員が高い人権意識を持つことが重要である。いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は積極的・組織的に対応し、早期発見に向けて家庭・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたるものとする。また、いじめ防止の取組は学校全ての教職員が組織的かつ継続的に徹底して取り組む。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3)いじめの4層構造図



いじめは、虐めを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。児童は学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

2. いじめの防止等の指導體制・組織的な対応

(1)日常的な指導體制

①生徒指導部会

・月に一回、各学年の生徒指導部員で、気になる児童・問題行動等についての情報交換、及び対応についての話し合いを行う。

②児童支援委員会

・必要に応じて、校長・教頭・教務・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・各学年代表・教育相談担当・教育相談支援員・養護教諭・寄添え支援員で、気になる児童・問題についての情報交換、及び対応についての話し合いを行う。

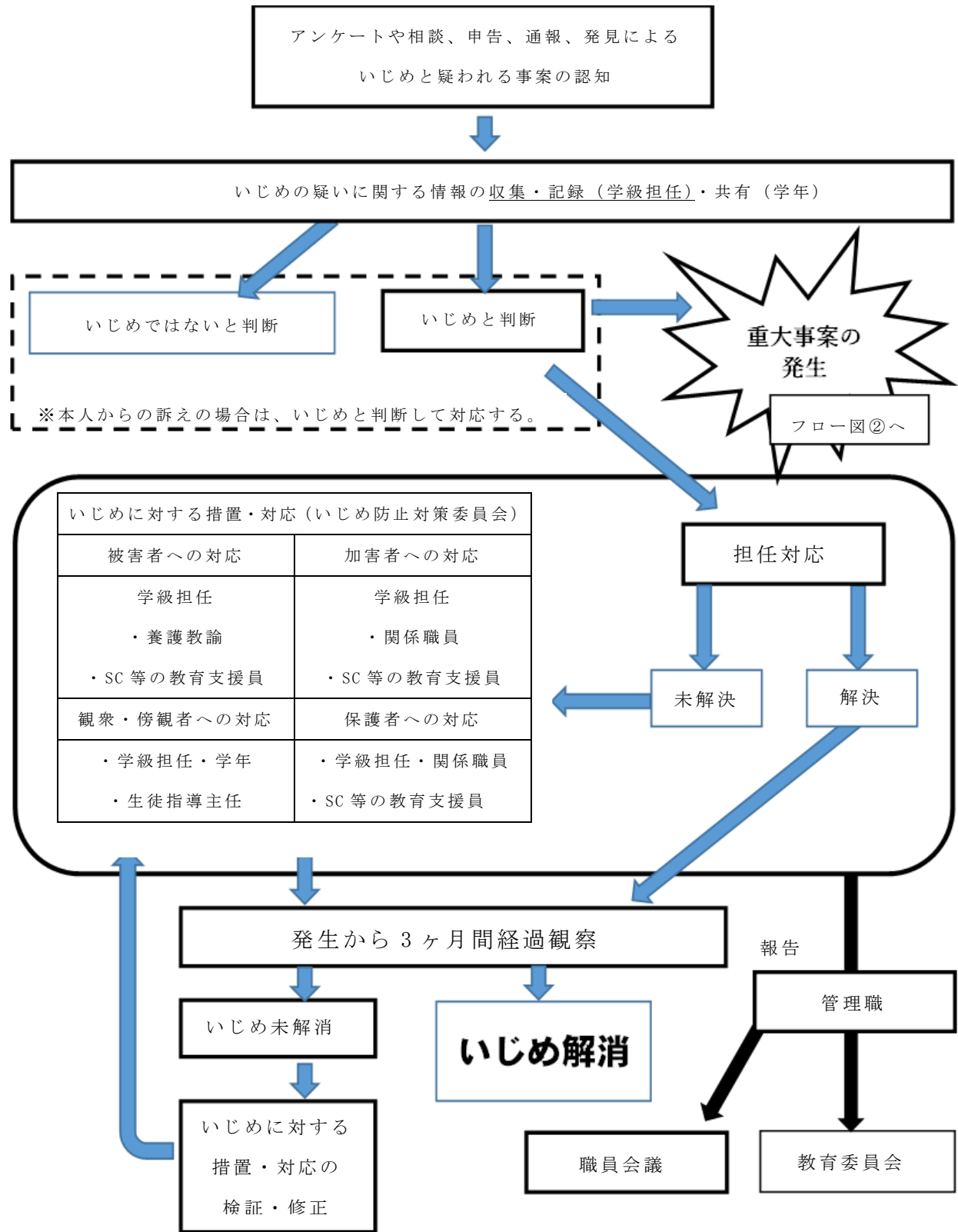
③職員会議

・月に一回、全職員で、気になる児童・問題についての情報、及び対応についての確認を行う。

④いじめ防止対策委員会

・いじめの事実が確認された場合、校長・教頭・教務・生徒指導主事・生徒指導部員・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・教育相談支援員・養護教諭・SCで状況の確認、対応を協議する。

いじめ発生時の通常対応フロー図



※いじめ事案の内容によって、学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する。

(2)未然防止

①学級経営の充実

- ・「心のアンケート」を実施し、結果を生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・学級活動を充実させ、自己有用感の向上を図る取組をする。

②人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、毎月の人権放送と通して児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

⑤保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

(3)早期発見

①日々の観察

- ・朝の健康観察での声、表情に目を配る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に、子供たちの様子に目を配る。

②教育相談の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

③心のアンケート分析・活用

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月1回実施する。
- ・実態の早期発見に努める。

④学問のすすめノートの活用

- ・学問のすすめノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を取れるようにし、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4)早期対応

①正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

②指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

③子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

④保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

⑤いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・教育相談支援員、SC、子ども寄添い支援委員、関係機関等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(5)ネット上でのいじめへの対応

①啓発・研修

- ・携帯電話、スマートフォン、インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・家庭での使用上のルールづくりを推進する。

②早期発見・早期対応

- ・保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得よう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

③関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(6)いじめ発生時の組織的対応マニュアル

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるとき、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3. 重大事態への対応

(1) 重大事態等とは

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(いじめ防止対策推進法)

(2) 重大事態の発生と対応

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ③上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) PTA 及び関係機関等との連携について

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、対処について協議する。
- ②犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、児童相談所と連携して対処する。
- ④各関係機関との「報告・連絡・相談」を徹底する。

重大事態発生への対応フロー図②

